

平成21年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

平成21年2月4日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉岡 康 君 ・ 2番 吉野 ゆかり 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 大澤 利夫 君
5番 岩本 隆 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 学校教育課長 村野 香月 君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君 ・ 課長補佐(事務局) 横澤 和也 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第3号 瑞穂町青少年問題協議会運営要綱の一部を改正する告示について

日程第4 協議事項1 平成21年度瑞穂町教育目標等について

日程第5 報告事項1 平成21年度瑞穂町教育費当初予算要望について

日程第 6	報告事項 2	平成 2 0 年度瑞穂町教育費補正予算（第 6 号）要望について
日程第 7	報告事項 3	瑞穂町図書館協議会条例について
日程第 8	報告事項 4	瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱について
日程第 9	議案第 4 号	瑞穂町立小中学校の管理職の任命に関する内申について

開会 午後 1 時 3 0 分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 2 1 年瑞穂町教育委員会第 2 回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 2 8 条の規定により委員長において、2 番吉野委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第 2 業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 業務報告のとおりですが、2 7 日の給食組合の教育委員会で、給食費について平成 2 1 年度においては値上げをしないということでした。近隣では、青梅市や日の出町では 4 月からの値上げが決まっているそうです。また、檜原村でも検討中ということです。そうした中、羽村・瑞穂地区学校給食組合では行わないということです。

そのほかとして、米飯予定日数について、今年度よりも 2 2 日増えるということで、費用の調整があるようです。また、給食残渣等収集の運搬委託料が、5 9 2 万円にもなるということで、支出予定がなされているという

ことでした。食べ残しがないようにしようですか、献立も考えてほしいという意見もありました。足立区では、給食時間を5分増やしたことで、少しは食べ残しが減ったということも報告されており、それに関連した質問もありました。

大澤委員長 教育長、委員長の報告において、質問等ございましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第3号 瑞穂町青少年問題協議会運営要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第3号 瑞穂町青少年問題協議会運営要綱の一部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町青少年問題協議会地区委員会の名称変更により、瑞穂町青少年問題協議会運営要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。瑞穂町青少年問題協議会運営要綱の一部を改正する告示。瑞穂町青少年問題協議会運営要綱の一部を次のように改正するものです。恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項中「瑞穂町青少年問題協議会地区委員会（以下「地区委員会」という。）」を「瑞穂町地区青少年協議会（以下「地区協議会」という）」に改め、同条第2項及び第3項中「地区委員会」を「地区協議会」に改め、別表の第4条関係の「地区委員会名」を「地区協議会名」に改めるものです。この告示は、別表の6地区委員会の総会にて、それぞれの委員会の名称を「地区青少年協議会」に変更したことにより、添付資料の「瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則」の改正と同時に改めるものです。

附則 といたしまして、この告示は、平成21年2月4日から施行するものです。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第3号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第4 協議事項1 平成21年度瑞穂町教育目標等について、教育長より説明願います。

岩本教育長 協議事項1 平成21年度瑞穂町教育目標等について、提案理由のご説明を申し上げます。平成21年度事業の実施に向け、教育委員会の目標並びに方針等を明確化する必要があるため、新年度の教育目標等について、ご審議、ご決定いただくために本案を提出するものであります。詳細につきましては、谷合学校教育課主幹に説明させていただきますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由といたします。

学校教育課主幹 教育目標につきましては、昨年度回数を重ね、教育委員のみなさまにご審議いただいたところです。平成21年度事業と言いましても、具体的にどのような内容かということで、明確化できていないところもあります。この教育目標の説明の後、部長より来年度の予算計上に伴う、事業内容が出て参ります。それと併せて、教育長が来年度の方針として出されている学力向上、それに関わる様々な施策、それから教育委員会の中の社会教育課の事業、図書館の事業、耐震に関わる安全安心など、すべてのことを網羅する中での事業実施をしていく上で、昨年度決めていただいた教育委員会の教育目標と教育方針を事務局で協議したところ、大きく改善する必要や改正

をする必要はないだろうという結論に達していますので、教育目標の1ページ目の基本的な考え方、3つの目指す人格、人間像に変更はございません。

また、次ページの教育委員会の教育方針の1～3についても、来年度の事業がこれらの方針に基づいて適性に実施していなければならないところで、確認ができたところですので、昨年度の内容から変えてはございません。

但し、基本方針4 生涯学習の推進と施設関係の整備につきましては、来年度から図書館協議会が新たに設置され、子どもの読書活動の推進や図書館の活用についての大きな施策の方針が出てくるということがございます。そこで、そのことを新たに5番目に位置付けさせていただきました。そこが大きく変わったところです。

また、4)は昨年度までは社会教育という形であったのですが、図書館事業を含めた、社会教育事業を生涯学習という理念で取り上げる方が適正だろうと、名称を改めさせていただきました。大きく改善を図ったのは、その2点になります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより協議いたします。ご意見またはご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 基本方針2(2)において、子どもたち一人一人が自らの可能性を発見し、その伸長と自己実現を図る力をはぐくむことができるカリキュラム開発や指導方法の工夫・改善を進めるということで、このようになれば良いなと思うのですが、これを進めるために教員がどういう風な形で行い、それを教育委員会として経過を見るのは、どういう形で取り組まれていくのか、もう少し具体的に聞かせていただきたいです。

学校教育課主幹 自ら可能性を発見する場合は、学校教育のすべての場面であり、自分がこの教科を得意になるとか、部活でこういうことが得意だということなど、色々なことがあります。そのため、子ども達が学校で学ぶすべての内容を通して、自分の良さを見つけ出すことができるように、教師は支援をしたり、助言をする場面が必要です。そういうことを目指して、教育活動を進めて行くことが大事になります。

その場面として、具体的に算数や数学が不得意でも、少人数で授業を行うことで、こういう風に勉強すれば、

ここまでできるようになるんだということで、自分の可能性がつけられることになります。また、様々な体験活動の場での自分の良さの理解を通してなど、すべての教科学習の中で実施していただいています。また、伸長と実現を図る力を育むことができるカリキュラム開発というのは、例えば、発達段階に1年生では自分の良さを見つけることや自分を伸ばしていくという自己学習力、生きる力を身につけさせていくためには、どういう指導過程を踏めば、それができるかということ、実態に応じて作り上げていくわけです。そのために教育課程があります。

今は、来年度の教育課程を各校で編成していますが、それを私たちが事前に拝見させていただいて、細かくチェックをして教育委員会に諮り、それに基づき教育を行う。そして、それが適切に行われているかということ、指導主事が見に行ったり、私たちが見に行ったり、様々な場面でチェックをします。

指導方法の工夫改善の一貫として、校内研究でどのように改善されていくか。また、教育委員の先生方には学校訪問に行っていた時に、教育課程が適切に実施されているかなど、実際の指導場面を見ていただく活動を実施しております。

戸田委員

ありがとうございます。もうひとつよろしいでしょうか。

基本方針2の(12)では、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校間の連携を重視した教育を推進するということで、小学校から中学校へ上がる際、異動される先生もいるので難しいかもしれないのですが、引き継ぎ等があると聞いたことがあります。

学年が変わり学校が変わることで、引き継ぎ期間があっても、その後に担任同士で対応に困っている際、実際に小学校で担任をされていた方が中学校へ、その後の様子を見に行き、こういう風にしたいというような、連携や話し合いなどがいいのかと思うので、連携を重視した教育ということで、どのように捉えたらいいのか、質問させてください。

学校教育課主幹 幼稚園、保育園に関しては今年からなのですが、幼稚園、保育園で保育要録を作成して小学校へ送付するという制度ができました。そのため、幼稚園、保育園のお子さんは、そうした連携を通して理解をします。小学校の先生から、幼稚園、保育園の先生たちと事務連絡の時間をとって、情報交換ができるようにしています。また、幼稚園、保育園に通っていない児童に関しては、保護者会や就学時の健診などの機会を用いて話しをし、状況を理解するように小学校に努めていただいています。

小学校と中学校の連携ですが、中学校区を中心に行うのですが、そこに入学してくる小学校に対して、学期毎に授業を見合ったり、小学校の授業を中学校の先生が見に行ったり、その逆として中学校の授業を小学校の教員が見に行くなど、具体的な行動交流として行っています。

それから、3学期になると、中学校へ入学してくる6年生について、個別の引き継ぎを事務連絡ベースで行います。それ以外に、瑞穂町としましては、先日のように研究発表会があると、必ず全部の学校へ見に行きましようと言っているのです、小学校の先生が、あの児童が中学校ではどうしているかを見る機会があります。

このような瑞穂の小中連携は、他地区より進んでいると私は思います。規模が小さいのでスムーズにできるということです。

また、高等学校との連携として瑞穂農芸が近いので、園芸科の生徒が一小にパンジーの植え方を指導してくれたり、中学校とはキャリア教育の職場体験のようなこともありますので、部分的ではありますが、取り組んでいます。それを充実させながら、子どもたちの接続を良くしていきたいと考えています。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

吉野委員 幼稚園と小学校の連携という話がありましたが、幼稚園は町外の幼稚園に行っているお子さんなど、幅が広いと思うのですが、町内の幼稚園ということなのではないでしょうか。

学校教育課主幹 町外の幼稚園とは、なかなか時間が取れないので、今のところは町内の幼稚園ということになります。今、考

えているのは、特別支援というだけでなく、すべての小学校に入学するお子さんに対し、就学シートのようなものを書いていただいて、自分のお子さんの良さ、伸ばしてもらいたいところなど、保護者が学校へ提出してもらうということを他市では始めています。それは、強制ではないので、書かなくても良いのですが、情報交換の一端として、お子さんの実態を見ていくことを来年度はできないのですが、それ以降は考えていくような形にして、なるべく学校が様々なお子さんの状況をきちんと把握して、入学当初からつまづかないように支援をしていきたいと思います。また、教育長より話しがあると思うのですが、来年度の計画の中での支援ということで、そういった方々と連携ができるような形で改善できたらと考えています。

大澤委員長 そのほか、ございますでしょうか。ないようですので、終結いたします。これより、お諮りいたします。協議事項 1 平成 21 年度瑞穂町教育目標等について、原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、協議事項 1 について、原案通り決定いたしました。

大澤委員長 日程第 5 報告事項 1 平成 21 年度瑞穂町教育費当初予算要望について、教育長より説明願います。

岩本教育長 日程第 5 報告事項 1 平成 21 年度瑞穂町教育費当初予算要望について、ご報告申し上げます。

平成 21 年度瑞穂町一般会計予算は、2 月 5 日に理事者査定を受ける予定となっております。従いまして、歳入、歳出の予算確定数値が出ておりません。予算が確定いたしましたら改めてご報告いたします。

今回は、平成 21 年度予算編成に伴う教育委員会重点事業及び予算ヒアリングの結果につきまして、ご報告をいたします。詳細につきましては、村山教育部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

教育部長 それでは、資料の説明をさせていただきます。項目と町の方針ですが、平成 22 年度で第 3 次瑞穂町長期総合計画の後期計画が終了するわけですが、現時点での重点施策とその施策の項目を示した、いわゆる上位計画を示したものでございます。次の教育委員会の項目というのは、教育長との調整をした中で、その上位計画に対して

教育委員会が項立てをし、11に渡る内容で計画をして、それぞれ当てはめながら予算要望をしたということでご理解をいただければと思います。それから、この時点の担当課につきましては、先月の教育委員会定例会において組織改変があるという話しをさせていただいておりますが、現時点の担当課で分類をさせていただいております。網掛けの部分は、理事者による査定の前に行われた事務方のヒアリングで、予算を減額しなければならない部分、今年は無理だということを通らなかった部分です。

それでは項目に沿いまして、主なもの、新規事業を中心にご説明をさせていただきます。

教育委員会の項目ということで、学力向上に向けての諸施策を進めることが、平成21年度の重要なものがございます。教育支援員の配置、また国語辞典の配置、IT機器の設置など、新規に計上させていただいたものです。特に教育長が、要所要所に話しておりますが、瑞穂の学力の低下の現状があるということで、学習サポーターを予算に計上しまして、小学校1・2年生の全学級と3年生の算数と国語、中学1年生につきましては、国・数・英に学習サポーターをつけるというものです。これらの事業につきましては、再編交付金を原資といたしまして、教育向上基金から、10年を掛けてこれらの歳出の補完を進めていくということであります。

また、網掛けの部分として、バスの配置を計上したところ、町の大きな動きの中で福祉バス等の創設を考えている中で今後の課題として、予算要望は認められませんでした。ただ、この中には特別支援等々の配置ですので、就学支援などのやりくりで平成21年度は対応できると考えております。最初の1の項目については、以上になります。

次に、2の瑞穂町教育基本計画を策定することですが、平成20年度、平成21年度で基本計画を策定することになっております。これに向けて、印刷製本費用、講師謝礼など新規に計上させていただくものです。本来でしたら委託をしないといけないのですが、学校教育課主幹を中心として、ノウハウを持っていますので、手作りで策定の準備をしているところです。この基本計画が、教育委員会全体の計画を位置付けるというもので、大きな

予算要求のひとつです。

次に、児童・生徒の安全安心な教育環境を更に進めるということですが、これにつきましては、学校教育課の中で、網掛けがございます。PCB、アスベストの撤去作業ということで、受け皿の問題等により、やむなく予算配分で減額になっております。また、社会教育と図書館では、中央体育館の床の塗装、張り替えなどいくつかございます。図書館の館内の安全確保というほか2件ありますが、社会教育については、学校教育の施設整備がまず優先であるため、これらの事業を考えていくべきであろうということで、これは先送りということで、認められませんでした。図書館については、中身を精査して減額をしていただくということで、網掛けとなっています。

次の4番目の学校・家庭・地域の連携を深めるということですが、概ね前年度踏襲でございますが、それらの予算を継続的に計上させていただいております。特に図書館については、子どもの読書活動推進計画の策定が新規となり、今年度中に図書館協議会の条例を制定する予定でございます。平成21年度は、図書館の管理・運営を含めた協議会でございます、子ども読書活動推進計画の策定について、議論をしていただくこととなります。

5番目の学校指導課の設置に伴う円滑な事務執行に努めるということで、人的な配置と備品の購入ということで、新規に予算を計上させていただいております。

6番目の交流事業として、八丈島との姉妹校交流事業を進めることということで、これも新規の事業でございます。現時点では学校教育課が中心になり、中学校と交流をしようということで、将来的に島と町で交流を進める前段として学校間で交流を進めるということで、予算計上をさせてもらっているというところです。

7番目として、教育委員会だよりを発行するというので、新しい事業でございます。年間3回程度を予定しております。3,500部程度の印刷をしまして、透明性、共通の発信をしていかなければならないということで、

現時点では3課（館）で発信をしていくのですが、取りまとめについては学校指導課が中心で新規に行っていきます。

8番目の国際交流事業の充実に努めるということについては、社会教育課が中心に所管するというところで、平成20年度に教育長を団長にモーガンヒル市と交流をしたわけです。今年は、瑞穂町がモーガンヒル市の生徒6名、随行2名程度の計8名程度をお招きし、交流をするということです。その3日間は、ホームステイをしていただく方の所在の学区の中学校へ授業参観をするという計画をしております。究極的な狙いは、ボランティアを目指すような形をしていかなければならないだろうということでございます。

次に、9番目として、子どもの読書計画推進を策定することについては、分類するとあちこちと重複しますが、整理するとこういう形になるということで、ご理解いただきたいと思えます。とりわけ、図書館協議会では8名以内で構成しながら、運営に努めていく。また、計画推進にあたったものを策定する年になると考えております。

また、10番目の文化財の保護に関して、個人が所有している町指定文化財については、修復に費用が掛かるということで、町が率先して保護を支援するために、今年度要綱を改正しまして、制度を拡充するというところで、平成21年度に大きな事業になると考えています。

11番目でございますが、スカイホールの修繕ということで、吸収式冷温水機を始めとした修繕を実施していくということです。

最後になりますが、町の長期総合計画の「安全でいきいきとした生活環境づくり」で、教育委員会から学校教育、社会教育、図書館がそれぞれ関わっていくものを網羅したもののの中で、特に（6）のスポーツレクリエーション計画の推進事業を進めていくということで予算要求をしています。総合型地域スポーツクラブの研究、地域体育館計画や指導者の人材育成が柱になっております。

また、8)の町民のレクリエーション振興として、残堀川ウォーキングの実施ということで、今年度、残堀川

の整備が完成したことで、記念イベントをしております。その評価を見ながら、これを平成20年度だけで終わらせてはどうかということで、産業振興課と連携をして、ウォーキングを実施するということが新規のものであります。

今回は数字としてお示しできませんが、これが確定いたしましたら3月の定例会でお示しし、数字を含めて比較していただきたいと思います。

総じてこの結果を申し上げますと、教育委員会については、議員の理解も大変あり、教育に掛ける費用を惜しまないということで、8割前後の予算要求ができたと考えているところであります。以上、大変雑ぱくではありますが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

吉野委員 学力向上に向けての施策ということで、教育支援員の配置や学習サポーターの募集がかかっていると思うのですが、応募状況はどうでしょうか。

学校教育課主幹 公にしていない部分ではありますが、31人くらい必要になるのですが、今のところ6名くらいなのですが、予算の最終的な査定が下りたところでホームページに載せたり、色々な方をご支援いただくようにしていきたいと思っております。

吉野委員 9番の子どもの読書計画推進を策定することに、社会教育課のジュニアリーダーによる読み聞かせとありますが、読み聞かせにはコツとございますか、子どもたちを惹き付けないといけないというのがあるので、難しいかと思っております。ジュニアリーダーの育成では、どのような方法を取っていらっしゃるのでしょうか。

社会教育課長 ジュニアリーダーの読み聞かせ事業ということで、年度も行っている継続事業となります。ジュニアリーダーの育成方法として、ボランティアとして読み聞かせを実際に行っていたいただいております。そういった方々は、読み聞かせの3回の事前研修を行って、それから瑞穂町子ども家庭支援センター「ひばり」や学校へ訪問し、この読み

聞かせ事業をしています。

この事業は、乳幼児と保護者を対象にして、小学生や中学生のジュニアリーダーが色々な接点をもってもらいたいという観点からも進めている事業です。

吉野委員 ジュニアリーダーが、3回の研修を受けるということでしょうか。

社会教育課長 はい、そうです。研修を行ってから、実際に読み聞かせを行ってもらっています。

吉野委員 研修は、読み聞かせを専門に行っている方が指導員となるのでしょうか。

社会教育課長 ジュニアリーダーの指導員は、町で読み聞かせを行っているサークルの方をお願いしております。

吉野委員 ありがとうございます。

大澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

戸田委員 社会教育課の総合型地域スポーツクラブの研究は、町のスポーツクラブのような形で行うのか、委託で行うのか、具体的にお聞きしたいと思います。

社会教育課長 総合型地域スポーツクラブは、委託事業ではなく、町の体育指導委員や体育協会が中心となって、全国的に総合型地域スポーツクラブを進めていきたいと思いますという一貫として、瑞穂町もやっていくというところです。

まずは、瑞穂町にどのような方法が良いかということで、他の市町を視察に行って、そこで瑞穂町にあったやり方は研究しているところです。多摩地区では、羽村市が行っているような状況です。

戸田委員 (8)子どもの読書計画推進のところで、図書館協議会の設置運営は、どういうことを取り組んでいくのか教えていただけないでしょうか。

図書館長 後ほど、報告事項において説明させていただきますが、図書館協議会を図書館法に基づき、設置いたします。それは、近年、子どもの活字離れが指摘されております。長期総合計画の後期計画に位置付けておりますが、瑞穂町の子どもの読書活動推進計画を策定することになっております。

まずは、策定に向けてのご意見をいただいたり、協議をしていただいたり考えております。そのほか、図書館の運営に関しまして、利用者の拡大ですとか、子どもだけでなく一般の方を含めた読書活動の推進するための施策等をご協議いただいたりしていきたいと思っております。また、図書館を取り巻く状況が、ここ数年でだいぶ変わってきております。そこで運営形態についてもご意見をいただいて、効率的な図書館運営を目指していきたいと考え、設置するものでございます。

大澤委員長　ほかにございませんでしょうか。

吉岡委員　3番目の児童生徒の安全安心な教育環境をさらに進めるということで、自転車通学のヘルメット義務化とは、具体的にどのような形で行っていくのでしょうか。

学校教育課長　現在、瑞穂中学校、瑞穂第二中学校の生徒が、自宅からの距離により自転車通学を行っております。以前、報告させていただきましたが、7月に二中学区で大きな交通事故がございました。そこで平成21年度から、自転車通学の生徒に対しては、ヘルメットの着用の義務化を教育委員会から各学校長へ指示しております。そして、ヘルメットの義務化につきましては、ご自分のご負担でお願いするということでありまして、そのため、重点項目ではございますが、予算計上の件では、削除ということで、ご理解していただければと思います。

吉岡委員　削除という説明ですが、多くの中学生が自転車通学をしていると思うのですが、安全のために義務化の要望だけで良いのかと不安に思うのですが。どのくらいの生徒が使用しているのか、今後の安全対策のために、聞かせていただけないでしょうか。

教育部長　課長より説明があったように、中学校では、2km以上の通学距離がある者について、自転車通学の許可をするということです。但し、安全対策のため、必ずヘルメットをかぶってもらうことを条件に許可をするということです。その費用については、受益者負担ということで、それぞれ個人負担していただくということです。

戸田委員　義務化とすることでヘルメットを被ることになりますが、違反者が出た場合、教育委員会ではなく学校側での

対応になるということでしょうか。

学校教育課主幹 その通りです。教育委員会は、施策として子どもの安全について、こういう方針でやってくださいということで、それを学校が了解しております。その後どうなっているか確認したところ、保護者説明等において、そうした話をしておりますと報告があり、指導については学校で実施していくということで、確認はできております。教育委員会が施策として出したからといって、教育委員会主導で管理や指導を実施していくというものではなく、学校独自の指導のやり方や方向性などありますので、校長先生にお願いをしているところです。

大澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

大澤委員長 私からひとつよろしいでしょうか。安全・安心な教育環境ということで、PCBとアスベストの撤去作業の実施ということで減額とありましたが、予算配当はあることはあるのでしょうか。この問題については、だいぶ大きな問題かと考えているのですが。

学校教育課長 PCBの関係につきましては、学校ではPCBを外に持ち出せないように、厳正に保管している段階です。PCBの処理については、国レベルの施策ということで、国に認められた施設でないとは処分ができません。これは東京湾にある施設なのですが、運営上適正に処理すべきところ、適正に処理できないで事故等が発生しておりまして、ここ2、3年は、毎年先延ばしとなり、施設から受け入れられませんかということで、処分をしたくても処分ができない段階です。平成21年度につきましても、その処分が厳しい段階で、受け入れができませんということをおっしゃっておりまして、こちらについては先送りという意味で、減額というか、予算の計上がないという状況です。

アスベストについては、現段階では全ての施設でアスベストはないということです。今後、学校施設の工事に際して、天井を剥がした奥の部分の柱のところにあるかもしれないという意味もあり、現段階ではアスベストがないということで、予算の計上をしないということです。万が一、検出された場合には、補正予算で撤去をさせ

ていただきたいと考えております。

大澤委員長 ほかにいかがでしょうか。

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 ほかにいかがでしょうか。

大澤委員長 日程第6 報告事項2 平成20年度瑞穂町教育費補正予算(第6号)要望について、教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項2 平成20年度瑞穂町教育費補正予算第6号要望について、ご報告を申し上げます。

平成20年度瑞穂町教育費補正予算第6号の要望について、ご報告いたします。歳入の主なものは、工事費補助金などの増額・減額であります。歳出の主なものは、燃料費のアップによる増額、そのほかについては、①薬約差金や精査の結果、不要となるものを減額するものでございます。詳細については、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

学校教育課長 平成21年3月議会に上程予定の教育費の補正予算要望内容について、概要を説明いたします。現段階では、町財政当局とのヒアリングが済んでおりませんので、確定ではございません。確定したものを3月の教育委員会定例会で報告させていただきます。

私からは、学校教育課関係について主なもの(20万円以上)について説明いたします。

歳入ですが、特別支援教育就学奨励費補助金で、287千円を減額し、266千円とします。申請者の減が主な理由です。次に第一小耐震補強工事費補助金で、11,648千円を増額し、109,021千円とします。第四小耐震補強工事費補助金で、24,927千円を減額し、43,168千円とします。第二小体育館石綿撤去工事費補助金で、6,064千円を追加します。瑞中除湿温度保持機能復旧工事費補助金で、4,268千円を減額し48,655千円とします。幼稚園就園

奨励費補助金で、822千円を減額し、7,441千円とします。私立幼稚園児保護者負担軽減補助金で、240千円を減額し、19,580千円とします。

歳出の主ものですが、教育指導費の臨時雇賃金で814千円を増額し、13,995千円とします。教育支援スタッフ謝礼で274千円を減額し、636千円とします。教職員健康診断等委託料で243千円を減額し、2,858千円とします。教育援助費で、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費で2,300千円を減額し、41,610千円とします。特別支援教育就学奨励費で1,300千円を減額し、1,426千円とします。

小学校の学校管理費で、燃料費で907千円を増額し、6,711千円とします。光熱水費で1,159千円を増額し、27,657千円とします。修繕料で1,982千円を増額し、14,157千円とします。児童健康診断委託料で471千円を減額し、6,471千円とします。廃棄物収集運搬処理業務委託料で380千円を減額し、593千円とします。第一小耐震補強工事監理委託料で1,756千円を減額し、3,150千円とします。第四小耐震補強工事監理委託料で1,109千円を減額し、2,310千円とします。第一小耐震補強工事で39,056千円を減額し、192,150千円とします。第四小耐震補強工事で70,872千円を減額し、68,796千円とします。第二小体育館石綿撤去工事で2,110千円を減額し、23,100千円とします。

小学校の教育振興費で、臨海学校指導員謝礼で535千円を減額し、387千円とします。演劇教室等補助金で230千円を減額し、2,270千円とします。

中学校の学校管理費で、光熱水費で926千円を増額し、16,594千円とします。生徒健康診断委託料で817千円を減額し、3,333千円とします。廃棄物収集運搬処理業務委託料で297千円を減額し、273千円とします。瑞中除湿温度保持機能復旧工事で5,369千円を減額し、63,000千円とします。

幼稚園費で、幼稚園就園奨励費補助金で485千円を減額し、33,475千円とします。私立幼稚園児保護者負担軽減補助金で313千円を減額し、34,088千円とします。学校教育課関係は以上でございます。

社会教育課長 続きまして、社会教育課の補正予算の主なものを説明いたします。

歳入 ですが、放課後子どもプラン事業補助金を417千円減額します。理由は教室の実施回数の減です。フレッシュ名曲コンサートの分担金は、これは文化財団から補助金をいただいております、当初2,500千円と予定していましたが、500千円を増額します。出演者の構成内容の変更に伴う増額です。

歳出 の主ものですが、会教育総務費では講演会講師謝礼を370千円減額します。残りの事業数等の関係です。成人式記念品は、記念品の前年度の残を精査しまして250千円減額します。青少年対策費では、青少年委員会の報酬288千円、活動費200千円の減額です。委員2名減による減額です。放課後子ども教室事業謝礼950千円の減額です。ビューパーク運営費では、印刷製本費で388千円の減額です。ポスター等を自前で作成したためです。スカイホールの修繕料として、排煙窓修理935千円、スカイホール電気ケーブル配線等修繕560千円を計上します。学校指導課新設に伴う増額です。舞台操作委託料として、4,436千円を減額します。耕心館費では、修繕料945千円を増額します。シロアリ防除に関する委託料です。耕心館指定管理委託料は、631千円を減額します。これは、契約差金でございます。保健体育総務費では、体育指導委員活動費を310千円増額します。体育施設管理業務及び整備清掃作業委託を、1,448千円減額します。シルバー人材センターとの契約差金になります。

以上簡単でございますが、社会教育課の説明とさせていただきます。

図書館長 図書館関係について、主なものについて説明させていただきます。

歳入 はございません。歳出の主なものは、図書館費で燃料費258千円を減額し、874千円といたします。ガソリン及びA重油の単価の変動によるものです。光熱水費で369千円を減額し、2,242千円といたします。受変電設備改修に伴う、電気量の変更が少なかったことによるものです。通信運搬費で246千円を減額し、1,465千円といたします。電話料及び郵便料に不用額が生じたものです。図書館関係は以上でございます。

大澤委員長 これより質疑に入ります。何か質疑がございましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第7 報告事項3 瑞穂町図書館協議会条例について、教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項3 瑞穂町図書館協議会条例についてのご報告を申し上げます。

瑞穂町図書館協議会条例を制定する必要がありますので、平成21年第1回瑞穂町議会定例会に上程するものであります。

制定をする理由につきましては、図書館法第14条に基づき図書館協議会を設置するものであります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から起算して4月を越えない範囲内において委員会規則で定める日から施行するものであります。また、準備行為、瑞穂町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改めるものであります。

詳細につきましては、桶田図書館長に説明させますので、よろしく願いいたします。

図書館長 瑞穂町図書館協議会条例についてご説明申し上げます。

まず第1条は、図書館法第14条に基づき、図書館協議会の設置について定めるものです。第2条は、図書館協議会の組織について定めるものです。第3条は、図書館協議会委員の任期について定めるものです。第4条は、委任について定めるものです。附則といたしまして、この条例は、公布の日から起算して4月を越えない範囲内において委員会規則で定める日から施行するものです。

準備行為として、第2条に規定する委員の委嘱について必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができるとするものです。瑞穂町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1中、財産区協議会委員、年額6,000円の下に、図書館協議会会長、1回9,000円、図書館協議会委員、1回8,000円を追加するものです。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 ありがとうございました。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑がございましたら、お願いします。

吉野委員 第2条に、委員8名以内となっておりますが、利用者の意見を反映して、地域の情報収集など謳っておりますので、人選では地域的なものなど考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

図書館長 条例施行規則に、今の質問のあった人選、委員の構成について載せていきたいと考えております。図書館法に基づき、学校教育関係者、社会教育関係者、昨年6月に図書館法が改正となり、新たに家庭教育の向上に資する活動をする者が加わり、学識経験者を含めた4つの分野から2名以内ずつを予定しております。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

戸田委員 附則の3番目にある報酬金額なのですが、これが妥当なのか分からないのですが、財産協議会委員は、年額で6,000円なのに、図書館協議会委員は、日額でこれだけ出るといのは、相場としてどうなのでしょう。

図書館長 報酬額としては、今後町全体としても、整合性を見直しを図る予定ではおりますが、現段階では同等の委員と比較して、同等の額ということで計上させていただきました。

戸田委員 これは日額9,000円でも、丸一日ではなく、数時間の会議や話し合いでこれだけ支払われるということでしょうか。

図書館長 1回の会議ですが、会議時間についてはまだ決まっていますが、日額ということで示しております。

教育部長 財産区協議会委員は、年額に決めた経緯は、細かいところまでは承知しておりませんが、協議会委員としてどの程度関わりをしているかということにより、日額にすべきものなのか、年額にすべきものなのかを最初に選定して、その中で財産区の協議会員について、年間何回の活動が存じ上げませんが、それで6,000円が妥当だということであります。

 図書館協議会委員に関しては、年に3～4回の会議を開くということで、日額に対して、館長が説明した通り、

ほかの協議会もございます。整合を図って、会長は9,000円。委員については、1,000円を引いた8,000円です。日額の解釈なのですが、概ね2～3時間の会議を予定しているのですが、急遽その日によって夕方に集まることもあろうかと思えます。そうした場合、日額設定にした方が、私どもでお願いした方が良いのかなということで、町長部局のご指示もございましたので、決めさせていただいたところです。

大澤委員長　ほかにございますでしょうか。

吉岡委員　戸田委員が仰るように、根拠が曖昧のような気がします。私は財産区の委員になっていて、年末に増額の要望をしたのに通らなかったようですが、内容や会議時間により年額と日額という違いでは、割り切れない思いがあります。財産区の地域によって、委員の人数も違いますし、図書館協議会委員もだいが全体の予算で押さえられているのかなと。

岩本教育長　吉岡委員の仰っていることは、まともなことだと思います。私も疑問に思いまして、町議で発言させていただいたのですが、報酬等審議会で検討して、適正な金額に統一するという風に話を聞いております。審議会でもバラバラになっていて、おかしいのではないかとということで、今後、時間を掛けて精査をしていかなければならないと思っております。年額からみると、日額は高すぎるのではないかと思うので、検討していただくということで、私から話をしておきます。

大澤委員長　色々あるかと思いますが、そのほかにございますでしょうか。

各委員　（質疑なし）

大澤委員長　今回は、図書館協議会の関係ということということで、よろしいでしょうか。これ以上、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。この条例につきましては、3月の町議会で審議されます。

大澤委員長　日程第8　報告事項4　瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱について、教育長より説明願います。

岩本教育長　報告事項4　瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱について、ご報告申し上げます。

瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱の全部を改正し、「瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱」に改めるものです。瑞穂町の指定文化財につきましては、お手元の資料のとおり、東京都指定文化財が1件、町指定文化財は、平成18年度に2件追加いたしました、殿ヶ谷、石畑の山車を含め20件の合計21件となっております。これまで、文化財保護の観点から平成14年4月に教育委員会で制定した要綱に基づき、火災報知機の理に関する補助が主なものでありました。ここで、従来の要綱を全部改正し、町指定文化財の保存事業へ維持費とするための体制を整備し、町民が郷土を大切に思う心を育み、郷土史に対する認識を高めることによって、文化の向上に努めるものです。

本案件につきましては、平成21年1月23日の庁議、26日の行政評価委員会補助金等審査文化会にて審議をされているものです。なお、詳細につきましては、横沢社会教育課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

社会教育課長 詳細について、説明申し上げます。この補助事業につきましては、ただ今、教育長から説明がありましたとおり、これまでの要綱を全部改正し、瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱に改め、町指定文化財の保存事業への対応するための体制を整備するものです。

現在の要綱は、全6条からなり、新たな要綱は全17条とし、指定文化財保存の観点に立ち、見直しするものです。

内容について、ご説明申し上げます。第1条は、趣旨について、町指定の文化財を所有者等が、行う事業に対し、町がその経費を補助する場合の補助金の交付について必要な事項を定めるものです。第2条では、補助対象者について、定めるものでございます。第3条では、補助対象事業について、定めるものです。修理に関する事業、保存施設の設備及び防災に関する事業など具体的に決めました。第4条では、補助対象経費について、第5条では、補助金の額について定めるものです。これまでの要綱では、特に補助率の規定や補助金の限度額などの

設定はございませんでした。新要綱では、予算の範囲内で、補助率を100分の50とし、限度額を指定文化財等に関する事業を500万円とし、無形文化財等に関する事業を100万円といたしました。火災報知機維持に関する経費につきましては、従来どおり100分の100以下を考えております。ただし、限度額や補助割合について、事業経費の負担能力の状況によっては、他の補助金に合わせ、実施いたします。第6条は、交付申請について、第7条は、交付の決定及び通知について、定めるものでございます。第8条は、事情変更による交付決定の取消し等について、第9条では、承認事項について、第10条では、補助事業の完了時期について、第11条では、事故報告について定めるのもでございます。第12条では、実績報告、第13条では、補助金の額の確定について定めるものでございます。第14条では、補助金の支払、第15条では、是正のための措置、第16条では、補助金の交付決定の取消し及び返還について、定めるものでございます。第17条では、補足といたしまして、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則に定めるところによります。附則として、この告示は、平成21年4月1日から施行するものです。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

吉野委員 今回は、補助金の額を上げるということですが、上げるようになった理由を伺いたいのですが。

社会教育課長 前回の要綱が6条の要綱でございまして、実際に補助金対象として出しているのは、指定文化財の火災報知器等の維持管理に対する補助金のみだったのですが、指定文化財の中で緊急に修復していかなければならないところなどがございます。今回新たに要綱を定めることにより、この補助金を整備し、町の指定文化財の保存をしっかりとやっていきたいということです。そこで新たに、金額と補助率を定めさせていただきました。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

吉岡委員 金額の根拠と言いますか、文化財での2分の1の補助というと、相当なものを想定されると思うのですが、500万円、100万円など、どういう決め方をしたのでしょうか。

社会教育課長 今回の要綱を作成にあたり、各市町村の要綱等を参考にしながら作成いたしました。具体的には、昭島市、福生市、羽村市の3市と日の出町、奥多摩町の2町を参考に、どれも17条ほどでできていました。補助対象額の根拠としては、限度額を決めていないことが多かったです。限度額を決めているのが、奥多摩町で500万円と100万円ということで、そちらに合わせたものでございます。

これは、吉岡委員のご指摘通り、文化財によっては、相当多額なものもあるかと思えます。また、個人で所有しているものなど、それぞれの案件により文化財保護委員会等に諮り、金額を決めていきたいと思っております。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。以上で報告事項は終了いたします。

大澤委員長 日程第9 議案第4号 瑞穂町立小中学校の管理職の任命に関する内申についてですが、人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条但し書きにより、会議を非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

大澤委員長 異議無しという、多数の声をいただきましたので、これより非公開とします。

(以下、非公開)

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成21年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後2時35分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員